

令和5年度  
宮崎市宮崎東・穆佐児童クラブ運営業務  
プロポーザル実施要領

令和5年12月  
宮崎市教育委員会生涯学習課

目 次

<b>1. 業務の概要</b> . . . . .	<b>P.1</b>
(1) 業務を実施する児童クラブの名称	
(2) 業務委託期間（予定）	
(3) 選定について	
<b>2. 設置の概要と業務受託者が行う業務の範囲</b> . . . . .	<b>P.1</b>
<b>3. 経理に関する事項</b> . . . . .	<b>P.1～2</b>
(1) 業務委託料	
(2) 備品について	
(3) 委託業務の完了後について	
<b>4. 申請者の資格に関する事項</b> . . . . .	<b>P.2～3</b>
(1) 申請者の資格	
(2) 複数申請の禁止	
(3) グループ申請に関する事項	
<b>5. 申請の手続</b> . . . . .	<b>P.3～5</b>
(1) 提出書類	
(2) 提出部数	
(3) 提出書類の著作権	
(4) 提出書類の情報公開	
(5) 提出書類の留意事項	
<b>6. 申請等のスケジュール</b> . . . . .	<b>P.6</b>
(1) 選定スケジュール	
(2) 実施要領等の配布期間及び配布場所	
(3) 既設児童クラブ見学会	
(4) 業務内容等に関する質問の受付	
(5) 提出書類の受付	
<b>7. 審査及び選定に関する事項</b> . . . . .	<b>P.7～9</b>
(1) 選定委員会による審査と受託候補者の選定	
(2) 選定結果等の通知及び公表	
(3) 審査項目	
(4) 選定対象除外事項	
(5) 申請の辞退	
(6) 申請の費用	
<b>8. 関係法令等の遵守</b> . . . . .	<b>P.9</b>
<b>9. その他の特記事項</b> . . . . .	<b>P.10</b>
(1) 事業の継続が困難となった場合の措置	
(2) 契約書に定めのない事項が生じた場合の措置	
<b>10. 問い合わせ先</b> . . . . .	<b>P.10</b>

## 1. 業務の概要

(1) 業務を実施する児童クラブの名称

名 称	所在地
宮崎東児童クラブ	宮崎市阿波岐原町火切塚 1 4 6 1
穆佐児童クラブ	宮崎市高岡町小山田 8 7 - 1

○ 2 か所の児童クラブの受託候補者を公募するものですが、1 か所のみ、または複数か所の申込みを可とします。

(2) 業務委託期間

① 新規入会受入れ準備業務委託期間

令和 6 年 2 月中旬から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間で 1 0 日間程度

② 児童クラブ運営業務委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで（更新の可能性あり）

なお、運営を継続することが適当でないと認めるときは、契約を取り消すことがあります。

取り消しに伴う市の損害については、受託者に損害賠償を請求することがあります。

(3) 選定について

宮崎市教育委員会生涯学習課において、審査を行います。

## 2. 設置の概要と業務受託者が行う業務の範囲

本要領で募集する宮崎市放課後児童健全育成事業（宮崎市児童クラブ事業）は、別添「宮崎市児童クラブ運営業務委託仕様書」のとおりとします。

## 3. 経理に関する事項

(1) 業務委託料

受託者は、市が支払う業務委託料により運営します（委託料は減額されることがあります）。

【委託料積算の参考額】 ※令和 6 年度

① 新規入会受入れ準備業務委託料	
人件費（給与、法定福利）	1 1 4 千円
運営費（消耗品費など）	6 千円
諸経費	2 千円
合 計	1 2 2 千円

② 宮崎東児童クラブ運営業務委託料	
人件費（給与、法定福利）	1 2, 1 4 3 千円
運営費（消耗品費など）	3 4 9 千円
諸経費	7 6 6 千円
合 計	1 3, 2 5 8 千円

③ 穆佐児童クラブ運営業務委託料	
人件費（給与、法定福利）	6, 8 0 9 千円
運営費（消耗品費など）	1 7 5 千円
諸経費	4 1 2 千円
合 計	7, 3 9 6 千円

(2) 備品について

市が所有する備品については、無償で貸与します。

(3) 委託業務の完了後について

受託者は、委託業務の完了後、遅滞なく業務完了報告書を提出します。市は、報告書を受理した日から10日以内に委託業務の完了確認のための検査を行います。

なお、実支出額がそれぞれ委託料を上回った分については、補助事業者（受託者）が負担するものとし、万が一それらが負担できないことが判明した場合は、市は業務委託契約を取り消すことがあります。

取り消しに伴う市の損害については、補助事業者（受託者）に損害賠償を請求することがあります。

#### 4. 申請者の資格に関する事項

(1) 申請者の資格

申請者は、施設を安全かつ適切に運営できる法人又はその他団体（以下「法人等」という。）、若しくは法人等で構成するグループとし、個人での申請はできません。

また、次に該当する法人等は、応募することができません。

- ①令和6年3月31日（日）までに市内に事業所又は営業所（法人格を有しない場合は事務所等）を有しないもの。（グループの場合は、グループの代表法人等が市に事業所又は営業所を有しない。）
- ②法人にあっては地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの。
- ③申請書提出時において、宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成12年12月20日告示第350号）及び宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成6年11月28日告示第198号）に基づく指名停止の措置を受けているもの。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実があるもの。
- ⑤国税並びに市税について滞納があるもの。（法人においては法人及び代表者。法人以外の団体においては団体の代表者。）
- ⑥法人等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は現に禁錮以上の刑に処せられている者がいるもの。
- ⑦法人等の役員等（取締役、執行役、理事、代表者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人等の経営を行う役職にある者及び経営に事実上参加している者をいう。）が、次の事項のいずれかに該当するもの。
  - ア. 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」）という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）であるとき。
  - イ. 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。

ウ. 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結しているとき。

エ. 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便益を供与しているとき。

オ. 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。

※宮崎市と宮崎北警察署、宮崎南警察署及び高岡警察署との間で締結した「暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書」に基づき、提出された役員名簿をもとに警察署に照会を行い、該当するか否かを確認します。

## (2) 複数申請の禁止

単独で申請した法人等はグループ申請の構成員となることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。

## (3) グループ申請に関する事項

契約の締結にあたっては、グループの構成員すべてを契約当事者とします。申請後の連絡及び選定後の協議は代表の法人等を中心に行いますが、契約に関する責任はグループの構成員すべてが負うことになります。

また、グループで申請する場合には、下記の点に注意してください。

①グループの名称を決めてください。

②代表する法人を定めてください。

③申請後、原則として代表者及び構成員の変更は認めません。

## 5. 申請の手続

### (1) 提出書類

提出期限：令和6年1月18日（木）

番号	書類名	様式等
1	受託者選定申請書	様式第3号
2	当該法人の定款又は寄附行為の写し、規約その他これらに準ずる書類	任意様式
3	決算に関する次に示す書類（直近2か年度分：設立1年未満は1か年分） ■法人のうち特定非営利活動法人以外の法人 i) 貸借対照表又はこれに準ずる書類 ii) 損益計算書又はこれに準ずる書類 ※「販売費及び一般管理費」も添付すること iii) 事業報告書又はこれに準ずる書類 iv) 法人税確定申告書（2か年分） v) 勘定科目内訳書（2か年分） ■法人のうち特定非営利活動法人 i) 財産目録	任意様式

	ii) 貸借対照表 iii) 収支計算書 ■その他の団体 i) 法人の登記事項証明書の記載事項を明らかにする書類 ii) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び直近2か年分事業年度の収支決算書	
4	法人にあつては法人の登記事項証明書、その他の団体にあつては同証明書の記載事項に準じた事項を明らかにする書類	任意様式
5	法人等の概要	様式第4号
6	役員の名・住所等一覧表	様式第5号
7	組織の運営体制に関する書類（組織図など）	任意様式
8	誓約書兼照会承諾書	様式第6号
9	納税確認同意書 （法人においては法人及び代表者のもの、法人以外の団体においては団体の代表者のもの）	様式第7号
10	・グループ団体一覧表 ・グループ申請手続き等に関する委任状 ・グループ協定書 ※いずれもグループで申請する場合のみ添付	様式第8号 様式第9号 様式第10号
11	事業計画書	様式第11号
12	類似事業等運営実績一覧表 （放課後児童健全育成事業による児童クラブの運営実績も記載すること）	様式第12号
13	所轄税務署発行の納税証明書（法人においては法人及び代表者のもの。法人以外の団体においては団体の代表者のもの。） 法人：法人税、消費税及び地方消費税（書式その3の3） 代表者：申告所得税、消費税及び地方消費税（書式その3の2） ※未納の税額のない証明、令和4年6月1日以降のもの	
14	役員等全員の身分証明書（市町村発行のもの） ※各人の本籍地の市町村窓口（市民課等）へ請求してください。 ※運転免許証や住基カードの写しではありませんのでご注意ください。	

(2) 提出部数

正本1部及び副本8部（副本は複写可）

(3) 提出書類の著作権

事業計画書等提出書類の著作権は、申請法人等に帰属します。

ただし、市は、業務受託者による施設の運営内容の公表及びその他市が必要と認める場合、申請法人等の申請書類の一部又は全部を無償で使用でき、また、選定の結果の公表に必要な範

用でその他申請書類の一部を無償で使用できるものとします。

#### (4) 提出書類の情報公開

提出された書類は、宮崎市情報公開条例の適用を受ける場合があります。

#### (5) 提出書類の留意事項

- ①提出書類は、選定等のために必要な範囲内で複製を作成することがあります。
- ②申請に際して使用する言語は日本語、通貨単位は日本国通貨、時刻は日本標準時に限ります。
- ③用紙はすべて（添付する図表も含む）A4判で統一してください。
- ④提出書類は、書類番号順にセットして、インデックス（書類名称が分かる見出し）を貼り、ファイリングして提出してください。なお、ファイルには名称等の記載をしないでください。
- ⑤証明書類は、証明年月日が申請書提出時の3か月以内のもので、それぞれ発行官公署において定められた様式を使用してください。
- ⑥申請書等の提出期限は厳守してください。期限を過ぎた提出は一切受け付けません。
- ⑦申請書類の提出後、審査において必要な場合は、追加書類の提出や書類の補正を求めることがあります。

## 6. 申請等のスケジュール

### (1) 選定スケジュール

項 目	期 間 等
実施要領等の配布	令和5年12月28日（木）
質問の受付	令和5年12月28日（木）～令和6年1月10日（水）
質問の回答	令和6年1月12日（金）まで随時
既設児童クラブ見学会	令和6年1月10日（水）※1・11日（木）※2
<b>提出書類の受付（申込み締め切り）</b>	<b>令和6年1月18日（木）</b>
選定委員会（審査）	令和6年2月上旬（予定）
受託候補者の決定（通知、選定理由の公表）	令和6年2月中旬（予定）
業務委託契約の締結	令和6年2月下旬（予定）

※1：宮崎東児童クラブ      ※2：穆佐児童クラブ

### (2) 実施要領等の配布期間及び配布場所

#### ①配布期間

令和5年12月28日（木）～令和6年1月18日（木）（土、日、祝日を除く。）  
午前8時30分から午後5時15分まで

#### ②配布場所

宮崎市教育委員会 生涯学習課 放課後子ども教育係（清武総合支所3階）  
または宮崎市のホームページからダウンロード（<http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/>）

### (3) 既設児童クラブ見学会

募集に際し、宮崎市が開設している児童クラブにおいて、見学会を開催します。申込みにあ

たり、施設や設備の状況などを参考にされたい参加希望者は、様式第1号の参加申込書に必要事項を記入し、持参するか、電子メール又はFAXにて下記までご提出ください。

※FAX又は電子メールの未到着を防ぐため、事前に送信の連絡・事後に着信の確認をお願いします。

①開催日時と場所（全て学校敷地内）

児童クラブ	見学会日時
宮崎東児童クラブ	令和6年1月10日（水）15時00分から
穆佐児童クラブ	令和6年1月11日（木）15時00分から

②申込期限 令和6年1月5日（金）15時00分

③参加者 各団体2名までとします。

④申込先 宮崎市教育委員会生涯学習課放課後子ども教育係（清武総合支所3階）

⑤その他 見学会に参加した法人等の名称は公表しません。

(4) 募集内容等に関する質問の受付

①質問受付スケジュール

受付期間	回答
令和5年12月28日（木）～ 令和6年1月10日（水）	令和6年1月12日（金）までに 随時、市のホームページに掲載します。

②提出方法

様式第2号の質問書に記入の上、FAX又は電子メールに添付して生涯学習課に提出してください。

※FAX又は電子メールの未到着を防ぐため、事前に送信の連絡・事後に着信の確認をお願いします。

(5) 提出書類の受付

①提出締切

令和6年1月18日（木） 午後5時15分まで

②申請関係書類の提出先

生涯学習課放課後子ども教育係（清武総合支所3階）

③提出方法

提出書類を上記提出先に直接持参のうえ提出してください。

また、提出期限後における申請書類の変更及び追加はできません。



## 7. 審査及び選定に関する事項

### (1) 選定委員会による審査と受託候補者の選定

選定委員会において、提出書類の審査、申請者による企画提案説明（プレゼンテーション）及びヒアリングを実施して審査を行います。合計得点が最も高かった申請者を受託候補者とします。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は「適格団体なし」とします。

- ・合計得点が満点の6割未満であった場合
- ・各「評価の観点」の得点が、満点の4割未満であるものが1つでもあった場合

選定委員会は、令和6年2月上旬を予定しています。（申請者に対し、日時や会場等を後日連絡します。）

### (2) 選定結果等の通知及び公表

受託候補者を決定後、申請者全員に郵送で通知します。（令和6年2月中旬予定。）

### (3) 審査項目

審査項目は下記のとおりです。

評価の観点	審査項目	配点
1 事業計画書に基づく児童クラブ運営が利用者の平等な利用を確保するものであること (30点)	(1) 管理運営に対する基本方針 ①施設運営のための運営方針は適切か。 ②施設の管理運営に対する意欲・姿勢はどうか。	20
	(2) 利用者の平等な利用の確保 ①事業内容を理解し、利用者が平等に利用できる方策が示されているか。	10
2 事業計画書の内容が設置目的を効果的に達成するものであること (80点)	(1) 施設の設置目的に対する理解及び対応 ①児童クラブの設置目的と役割について理解しているか。	15
	(2) 設置目的に沿って施設の効用を最大限に発揮できる提案 ①児童の健全育成を図るための具体的な方策が図られているか。 ②児童の健康管理、情緒の安定が図られ、活動中の安全確保は適切か。 ③児童が学校から来所・帰宅する際の、安全に通行できるルートや手段の確保は適切か。 ④家庭との日常的な連絡、情報交換ができる体制か。 ⑤学校や地域から協力を得られる体制か。	65
3 事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な管理運営能力を有していること (90点)	(1) 人的体制の確保 ①児童クラブに必要な知識や経験を有する職員を配置できるか。（支援員等の経歴・経験年数・資格等を記載すること。） ②支援員等の配置及び組織の責任体制は適切か。	30
	(2) 職員の能力育成 ①児童クラブに関する研修計画は十分か。	5

	(3) 障がい児童の受入れ体制	20
	①支援員等の障がい児童に関する経験や知識については十分か。 ②障がい児童の受入れ体制についての具体的な提案はあるか。	
	(4) 類似事業等の運営実績	10
	①類似事業等の運営実績はあるか。	
	(5) 申請者の安定性と信頼性	10
	①申請者の財務状況は良好か。 ②個人情報の保護対策は十分か。	
	(6) 危機管理に対する対応	10
	①事故や災害及び不審人物への対応など緊急時の対応策は十分か。	
	(7) 環境に配慮した施設運営	5
	①環境に配慮した取り組みがなされるか。	
合 計		200

#### (4) 選定対象除外事項

申請者が次のいずれかに該当する場合は、受託候補者の選定の対象から除外、又は受託候補者の決定を取り消します。

また、受託候補者の決定を行った後に、次のいずれかに該当することが明らかになった場合には、当該契約を取り消します。

- ①提出書類の記載内容に虚偽があったとき
- ②申請者若しくは申請者の代理人、その他の関係者が選定に関して不当な要求を行った場合、又は、当該申請において、関係職員に対して、選定されるように個別に接触した場合
- ③提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ④書類提出後に事業計画書の内容を変更した場合（やむを得ない変更であると市長が認める場合を除く）
- ⑤その他、業務受託者の申請等に関して不正な行為があったと市長が認めた場合

#### (5) 申請の辞退

申請を辞退する場合には、辞退届を提出してください。様式第13号

#### (6) 申請の費用

申請に関して必要となる費用は申請者の負担とします。

### 8. 関係法令等の遵守

管理・運営にあたっては、次に掲げる法令・規定等を遵守してください。なお、本指定期間中にこれら法令・規定等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とします。

- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- ・社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）

- ・宮崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例  
(令和5年条例第22号)
- ・宮崎市情報公開条例(平成14年条例第3号)
- ・宮崎市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第28号)
- ・宮崎市行政手続条例(平成8年条例第33号)
- ・宮崎市財務規則(平成元年規則第1号)
- ・宮崎市放課後児童健全育成事業(宮崎市児童クラブ事業)実施要綱
- ・労働関係法令
- ・消防関係法令
- ・その他運営に適用される法令

## 9. その他の特記事項

### (1) 事業の継続が困難となった場合の措置

#### ①受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は業務委託の取り消しをすることがあります。その場合は、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。また、次期受託者が円滑に、かつ支障なく、児童クラブの業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

#### ②当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、市及び受託者双方の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合は、市は業務委託の取り消しをすることがあります。

なお、次期受託者が円滑に、かつ支障なく、市の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

### (2) 契約書に定めのない事項が生じた場合の措置

市と受託者は誠意をもって協議するものとします。

## 10. 問い合わせ先

宮崎市教育委員会生涯学習課 放課後子ども教育係(清武総合支所3階)

電話：0985-85-1834 FAX：0985-85-0458

E-mail：45syogai@city.miyazaki.miyazaki.jp